

国民健康保険制度の見直しに関する提言

参考資料

平成26年7月15日

全国知事会 社会保障常任委員会

全国知事会における国保基盤強化協議会の対応方針

【経緯】

- ・昨年12月5日に開催した全国知事会社会保障常任委員会では、田村厚生労働大臣から、「国保の財政上の構造的な問題の解決に責任をもって取り組んでいく。」との決意表明をいただいた。
- ・全国知事会は以前より「国保の構造的な問題が解決され、持続可能な制度が構築されるならば、市町村とともに積極的に責任を担う覚悟」であることを表明してきており、この大臣の決意を重く受け止め、国保基盤強化協議会の再開に応ずることとした。
- ・なお、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においても、財政上の構造的な問題の解決が、都道府県が国保の運営を担う前提条件とされている。

【厚生労働省の対応】

- ・これまでの国保基盤強化協議会においては、未だ問題解決への道筋が明確に提示されていない。

【全国知事会の基本的考え方】

- 国民皆保険の最後の砦である国保制度を、将来にわたり持続可能なものとするためには、財政上の構造問題が解決されることが必要不可欠。
- 平成26年6月2日付けで、全国知事会会長、社会保障常任委員会会長の連名により、抜本的な財政基盤強化の具体策を一刻も早く提示するよう要請した。
- 今後の国保基盤強化協議会において、国が構造問題解決への道筋を明確に示さずに、都道府県と市町村の役割分担についての議論のみを進めることは認められない。

国民健康保険の現状について

国保の構造問題

国保の構造問題としては、これまで主に以下の点が行き上げられている。

- 1 医療費水準が高い
 - ・ 高齢者が多く加入している
- 2 保険料負担が重い
 - ・ 所得水準が低い
 - ・ 市町村間で財政力に格差がある
- 3 国保財政は赤字

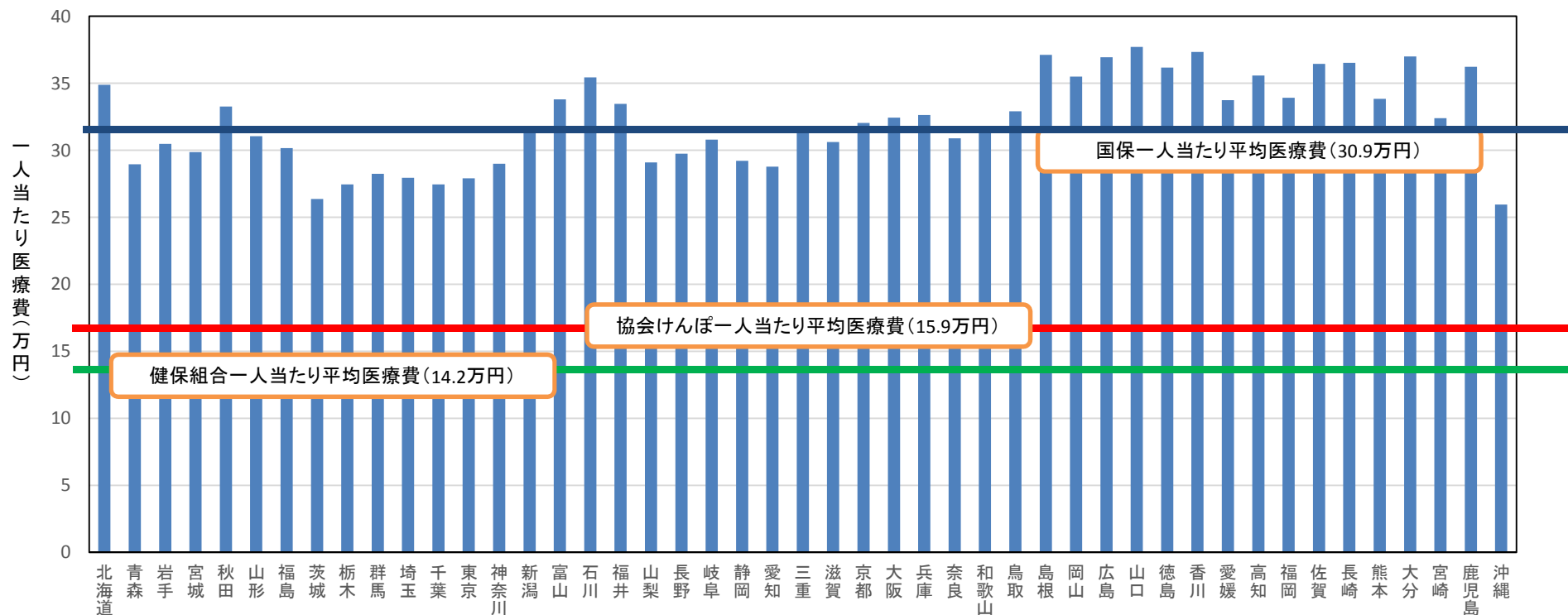
表1 各保険者の比較(平成23年度)

	国保	協会けんぽ	健保組合
①加入者平均年齢	50.0歳	36.3歳	34.1歳
②加入者一人当たり医療費	30.9万円	15.9万円	14.2万円
③加入者一人当たり平均保険料	8.2万円	9.9万円	10.0万円
④加入者一人当たり平均所得	83万円	137万円	198万円
⑤保険料負担率 (③/④)	9.9%	7.2%	5.0%

1 医療費水準が高い

- ・前項の表1のとおり、加入者一人当たりの医療費は30.9万円と、協会けんぽ、健保組合のそれぞれの平均の2倍近くの水準にある。
- ・これは、国保の加入者の平均年齢は50.0歳と、協会けんぽ(36.3歳)、健保組合(33.4歳)と比較すると高い状況にあることに起因することが考えられる。
- ・なお、下図1のとおり、都道府県毎に医療費水準に差はあるところであるが、全ての都道府県において、協会けんぽ、健保組合の平均を大きく上回っている状況にある。

図1 各都道府県における国民健康保険加入者一人当たり医療費(平成23年度)



2 保険料負担が重い

- ・各保険制度の保険料は、表1、図2のとおりほぼ同程度である一方、所得については、国保は、協会けんぽの約6割程度、健保組合の約4割程度である。
- ・所得に占める保険料の割合（保険料負担率）は国保が約1割、協会けんぽが7.2%、健保組合が5.0%と、所得が大きな保険制度ほど低くなる状況にあり、相対的に見ても、国保加入者の負担の重さが理解される。
- ・なお、保険料には、医療費水準や所得水準が反映されることから、図4のとおり都道府県毎に異なり、都道府県内においても複数の団体で2倍を超える格差が生じている。
- ・また、図5のとおり、保険料負担率は全都道府県が健保組合を上回り、一番低い東京都でも協会けんぽと同程度である。

図2 所得と保険料の状況（平成23年度）

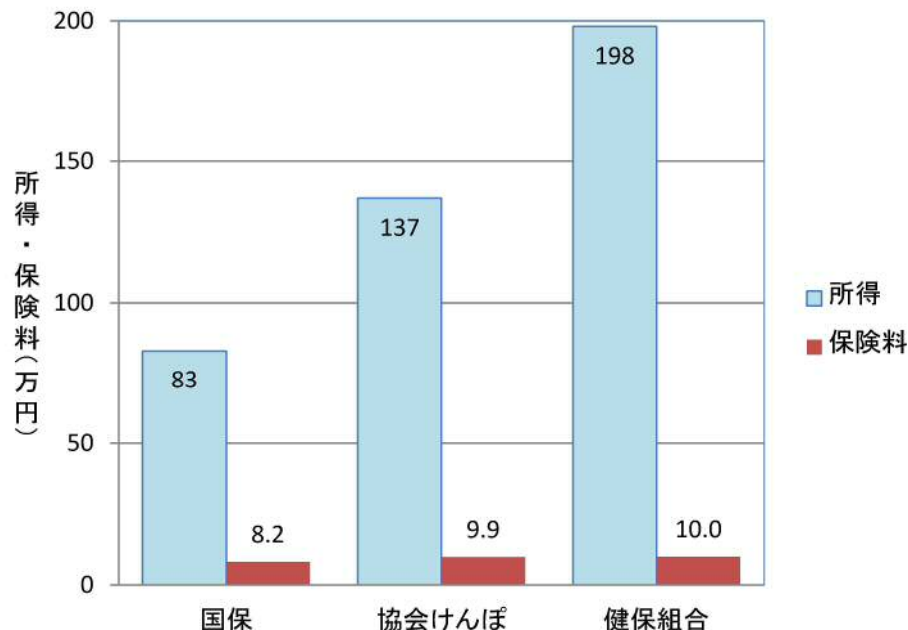


図3 所得に占める保険料割合（保険料負担率）（平成23年度）

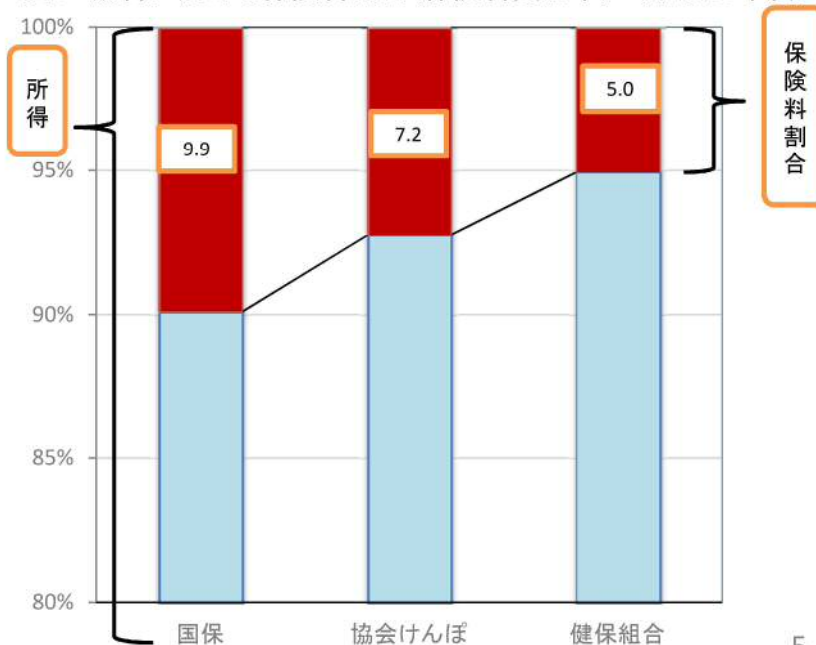
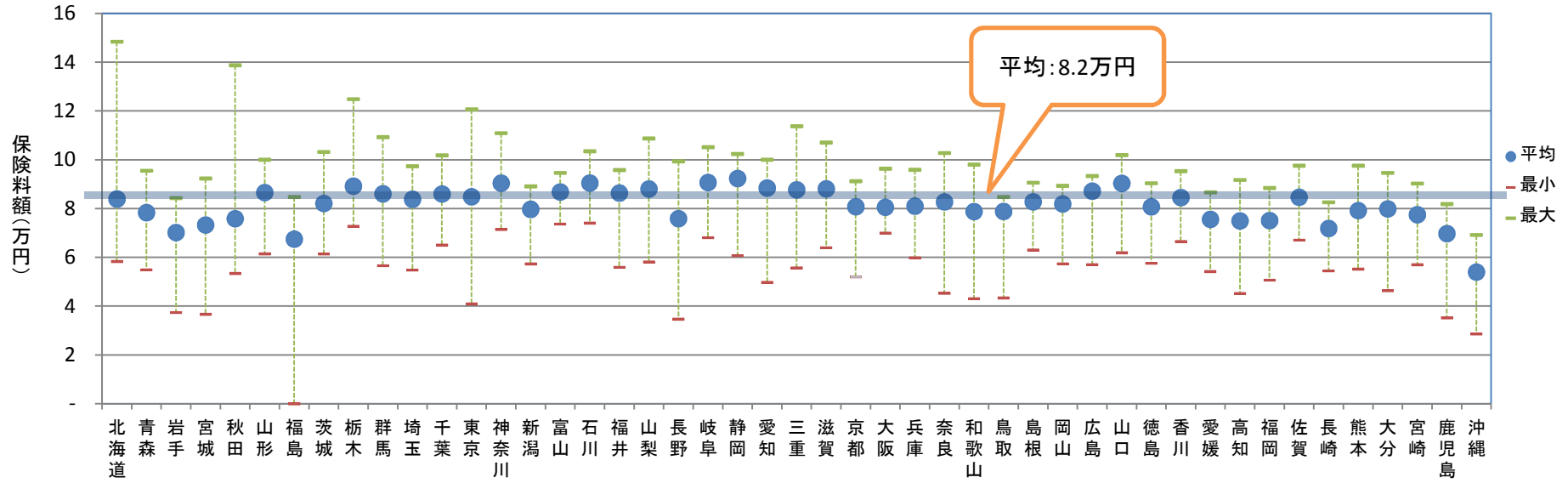
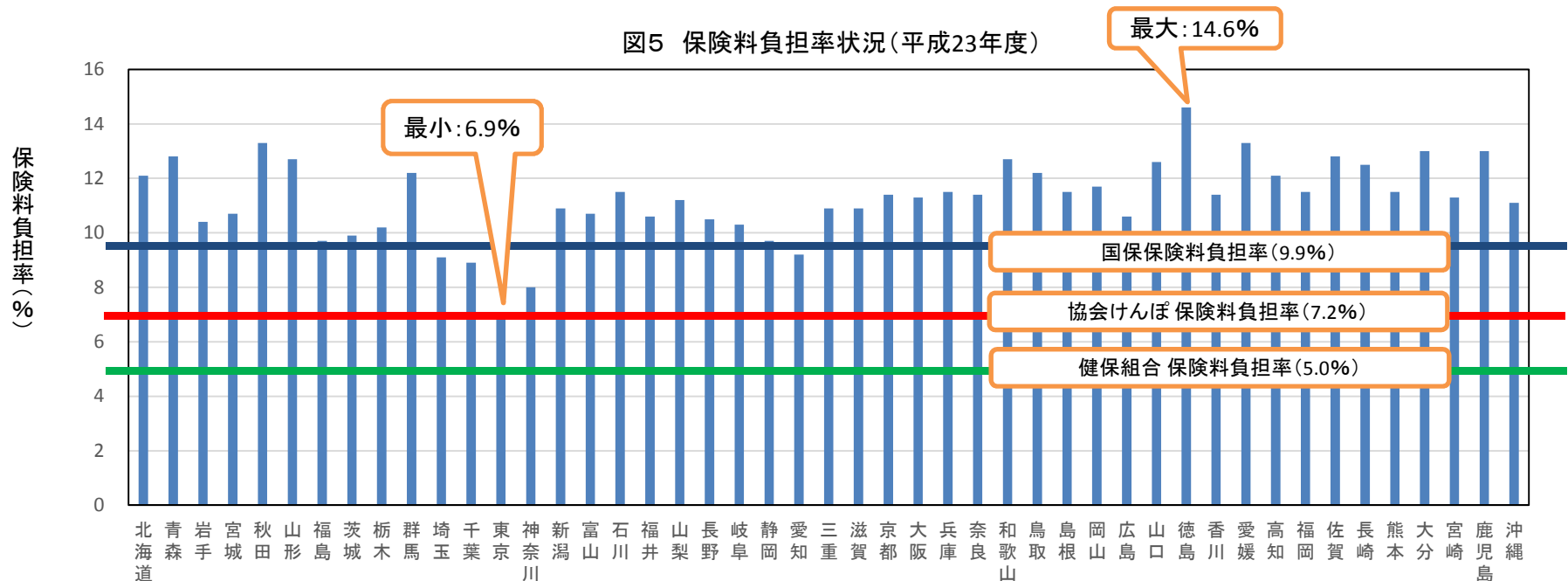


図4 都道府県毎の保険料状況(平成23年度)



・平成23年度 国民健康保険事業年報(厚生労働省保険局)から作成

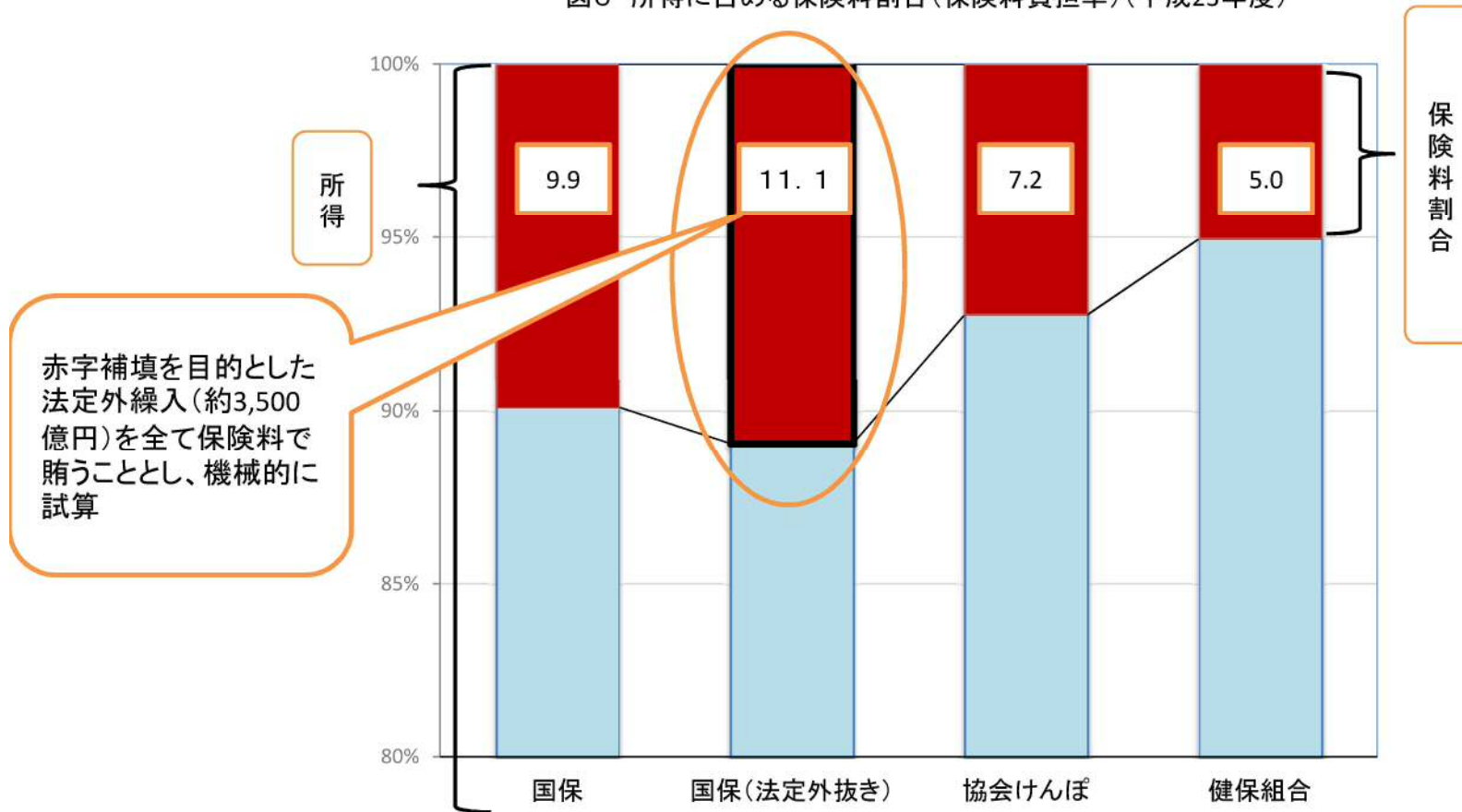
図5 保険料負担率状況(平成23年度)



・平成23年度 国民健康保険事業年報(厚生労働省保険局)及び平成23年度 国民健康実態調査報告(厚生労働省保険局)から作成

仮に、現在投入されている赤字補填を目的とした法定外繰入約3,500億円を投入しなかった場合、保険料負担率は、更に高い状況となる。

図6 所得に占める保険料割合(保険料負担率)(平成23年度)



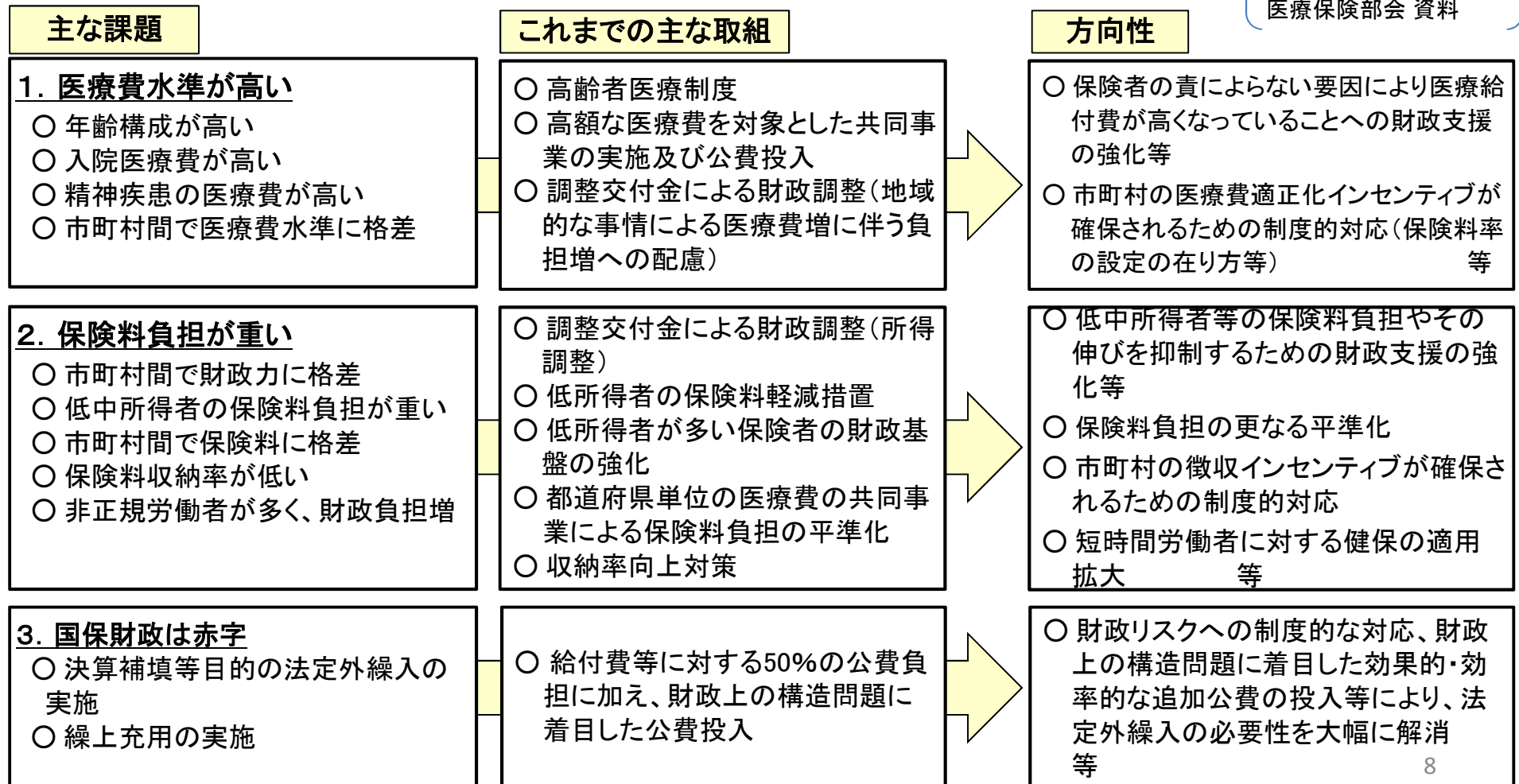
・第75回社会保障審議会医療保険部会資料及び厚生労省提供資料から作成

全国知事会が求める構造問題解決策について

厚労省からは、以下のとおり財政上の構造問題の解決に向けた方向性が示されているが、具体的な財政規模等の説明はなされていないことから、必要な財政支援策を全国知事会においても検討していく必要がある。

厚労省が示す国保が抱える財政上の構造問題の解決に向けた方向性

H26.5.19
第75回社会保障審議会
医療保険部会 資料



1 国保の保険料負担率について

- ・表1、図5のとおり、国保の保険料負担率は、被用者保険より極めて高い状況にある。さらに、今後の医療費増嵩に伴い更なる保険料の増加が見込まれる中、被保険者にとって、所得に対してどの程度の水準まで負担することが妥当であるのか、被用者保険の状況と比較しながら「あるべき保険料水準」を検討すべきである。
- ・その上で、被用者保険との保険料負担の格差をできる限り縮小する方向で、国費投入による抜本的な財政基盤の強化が必要である。

考え方

- ・国保加入者の一人当たり所得(83万円)は、協会けんぽの6割程度、健康保険組合の4割程度という状況であるにも関わらず、保険料は、被用者保険と同程度であることから、保険制度間において逆進性が生じているとも受け止められる。このため、国保の被保険者にとって、妥当と考えられる保険料負担率を被用者保険の状況を勘案した上で検討することが必要。
- ・その際、協会けんぽは、国保と同様に様々な職業の者が加入し、所得水準も他の被用者保険と比して低く、都道府県単位であるため、医療提供体制等の諸条件も含めて、都道府県単位化となった国保と類似性があることから、協会けんぽの保険料負担率が引き下げの一つの目安となるのではないかと考えられる。
- ・また、全国知事会が求める将来的な一元化を見据えた時も、各保険制度の中間レベルの協会けんぽ並みの水準を目途とすることが適当と考えるが、今回の改革においては、そこまでの改善は図られないにしても、少なくとも現状以上に高くないよう、財政支援が必要である。

2 国保内の保険料負担率について

- ・国保内(都道府県間)の保険料負担率は最大が14.6%、最小が6.9%と、2倍以上の格差がある状況にある。
- ・保険料負担率は、都道府県毎の医療費水準や所得水準等、地域の諸事情が反映された結果と考えられるが、一定の格差の縮小を図るべきと考える。

3 財政基盤強化策(イメージ)

第75回社会保障審議会医療保険部会資料を加工

医療給付費等総額:約114,100億円

(26年度 予算ベース)

・さらなる公費投入により保険料負担の軽減を図る。

※1市町村への地方財政措置:1,000億円

高額医療費共同事業※1

- 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整し国及び都道府県は市町村の拠出金に対して1/4ずつ負担。
事業規模:3,410億円

保険財政共同安定化事業※1

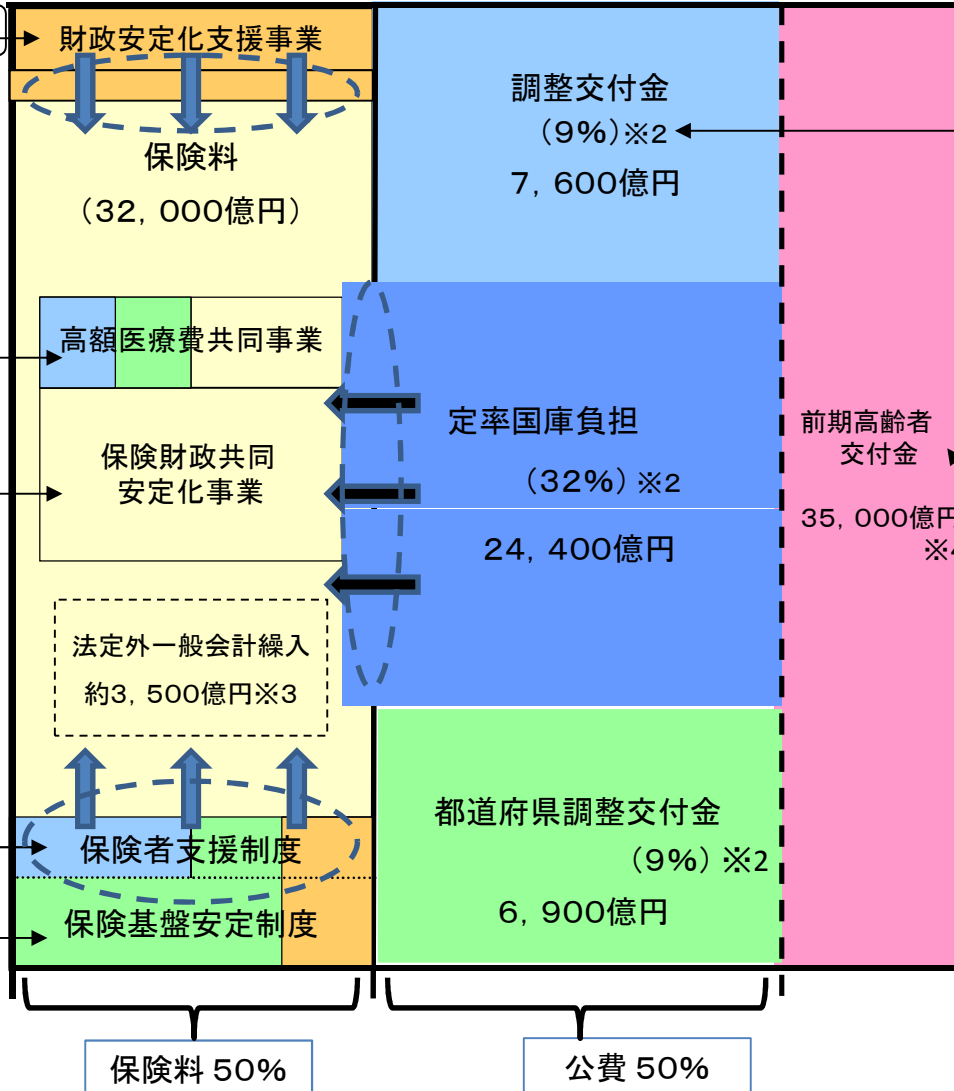
- 市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、平成18年10月から1件30万円超の医療費について、各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整。

保険者支援制度※1

- 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援。
事業規模:980億円
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

保険基盤安定制度

- 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。
事業規模:4,660億円
(都道府県 3/4、市町村 1/4)



※1 平成22年度から平成26年度まで暫定措置。平成27年度以降恒久化。

※2 それぞれ給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある。

※3 平成23年度決算(速報値)における決算補填等の目的の額 ※4 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる。

今後の国保基盤強化協議会の進め方について

1 財政上の構造問題を解決するための具体的な議論が必要である

- ・厚生労働省は、現時点においては、具体的な財政基盤強化策、国費投入規模を明らかにできないという説明にとどまっており、全国知事会として、財政上の構造問題の解決にどの程度寄与する施策が講じられるのか、判断することができないまま、中間とりまとめを迎えようとしている。
- ・全国知事会内における検討及び国との協議を十分に行うことができるよう、具体的な財政基盤強化策が早急に提示される必要がある。

2 都道府県と市町村の役割分担を法制上、明確に整理することが必要である

- ・国保の運営に関する都道府県と市町村の役割分担については、プログラム法にあるとおり、財政運営を都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課・徴収、保健事業等に関する市町村の役割が積極的に果たされるような仕組みとすることが重要である。
- ・その上で、将来にわたり安定的な制度運営が確保されるよう、都道府県と市町村がともに権限と責任を分かち合い、共同して運営していくことを法制上、しっかりと規定する必要がある。